解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十二月二十四日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月十日

東京都杉並区上荻四丁目一四番三一号

特定非営利活動法人２１世紀のお米と水を考える会

清算人　友松　純一

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年二月一日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月十日

東京都港区六本木七丁目三番一二号

下連雀住宅マンション建替組合

代表清算人　戸田　宗夫

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年十二月十四日付兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月十日

兵庫県赤穂市加里屋八一番地

赤穂市島田土地区画整理組合

代表清算人　中野　隆雄

解散公告（第三回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十二年十二月九日付けで岡山県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月十日

岡山県久米郡美咲町原田一七三五番地

清算法人中央開拓土地改良区

代表清算人　池上　寿男

配当公告

愛知県一宮市浅野字上土池一八番地

破産者　株式会社たけ乃子屋

右の者に対する名古屋地方裁判所一宮支部平成二十一年（フ）第一三一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四〇二、二三一、一二六円

一、配当することのできる金額

金一五、六八八、六四八円

平成二十三年二月十日

名古屋市中区錦一丁目二〇番八号カーニープレイス名古屋伏見ビル七階西脇法律事務所

破産管財人　西脇　明典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県亘理郡亘理町逢隈字郡九一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　三田　髙春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十日

仙台市青葉区片平一丁目五番二〇号

Ｅｖｅｒ－Ｉ片平丁ビル三階

相続財産管理人　松林　昌紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県甘楽郡下仁田町大字風口六四二番地一、最後の住所群馬県安中市原市一七九二番地二四

被相続人　亡　赤岩　計一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十日

群馬県安中市安中三丁目二二番三六号

相続財産管理人　三輪　覚源

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市美園町一丁目三二番地、最後の住所岐阜県岐阜市鶴田町三丁目七番地四ふれあいハウス白山三〇二号室

被相続人　亡　鈴木　道子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十日

事務所岐阜市京町一丁目九番地一

相続財産管理人　弁護士　山﨑　則和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県伊豆市熊坂五九五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　菅尾　佳宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十日

静岡県沼津市三園町一三番四五号文化図書第三ビル二階東静法律事務所

相続財産管理人　弁護士　本多　裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市乙部六一四番地、最後の住所三重県津市高洲町一五番四三号

被相続人　亡　楠後　しず

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十日

三重県津市大谷町二一番八　さくら総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　謙一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県西牟婁郡白浜町中一〇六番地、最後の住所和歌山県西牟婁郡白浜町富田一三六〇番地の二〇

被相続人　亡　竹中　健

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十日

和歌山県田辺市下屋敷町六四番地の一

相続財産管理人弁護士　鈴木　一正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県江田島市能美町高田三六三八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山﨑　治智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十日

事務所広島県安芸郡府中町柳ケ丘三七番一八号

相続財産管理人　司法書士　水野　朋美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県久留米市北野町中川三四六番地、最後の住所福岡県久留米市北野町中川三六七番地一

被相続人　亡　吉冨　洋一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十日

福岡県久留米市城南町二〇番地一三

相続財産管理人　針貝　博樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所福岡県田川郡福智町上野三〇五八番八

被相続人　亡　秋山恵美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十日

福岡県福岡市中央区赤坂一丁目一四番二二号センチュリー赤坂門ビル五階

相続財産管理人　弁護士　田邊　俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県山門郡瀬高町大字小田一五七三番地、最後の住所不明

被相続人　亡　坂田　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十日

事務所福岡県みやま市瀬高町小川二一五番地五

相続財産管理人　板橋　正勝